

BED & Vegetable Kahoku 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして、次条に従い処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 当館が、インターネットサイト(当館の公式サイトか、旅行業者等が運営する予約サイトであるかを問いません。)に誤った宿泊料金を提示し、または電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金または他のインターネットサイトに掲示された宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき、「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示またはご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。
3. 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
4. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
5. 第3項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第3項の規定にかかわらず、当館は、宿泊契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 3 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第 4 条の 2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項各号に定める協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団もしくは暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員

ハ 法人でその役員のうちにイもしくはロに該当する者があるものまたはその構成員であるとき

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等であるとき、その他感染を生じさせる危険があると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (11) その他、各種法令等又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金(損害賠償の予定とします。以下同じ。)を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊約款第5条各号(第(2)号を除く。)のいずれかに該当したとき、または、該当することが当館の利用中に判明したとき。
- (2) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除し、その解除事由が第5条第(6)号または第(9)号によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その他の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金を違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、当館が宿泊契約の締結に際して別途異なる使用時間を明示した場合を除き、午後15時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、当館が予め提示する追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の各種施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロント又は当館が指定する場所において行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、宿泊契約を解除することができます。この場合、当館は、宿泊客に対し、受領済の宿泊料金等を返還するとともに、解除時期に応じて別表第2に準じて算定する金額の補償料(損害賠償の予定とします。以下同じ。)を宿泊客に支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、法令に従い取り扱うものとします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害（館内での喫煙行為により必要となったクリーニングの費用や客室の売止めによる逸失利益を含みますが、これらに限られません。）を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一、宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

(準拠法と管轄裁判所)

第 19 条 当館と宿泊客との間の宿泊契約及びこれに関連する契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の改定)

第 20 条 この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。この約款を改定する場合、当館は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当館のホームページ又は客室内に掲載します。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料+朝食等の飲食料））
	追加料金	② 追加飲食（①に含まれるものを除く）
	税金	イ 消費税

(注) 基本宿泊料はホテル内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

宿泊契約の解除の通知を受けた日	違約金の金額
予約当日	100%
予約日の1日前以降	50%
予約日の7日前以降	30%
予約日の14日前以降	10%

(注) %は、予約したプラン（消費税込）に対する違約金の比率です。